

対テロ戦争における兵士の市民的不服従

市川ひろみ

アメリカ合衆国大統領とひとりの人間としてさしで話をする機会があったら、自分の国の憲法や法律を顧みるように勧めてやりたい。兵士たちにとって、軍に対する義務がすべてに優先するという考えは誤りだ。兵士がもっとも優先すべき義務は、われわれの心の奥底に横たわる人道に対する義務だ。

ジョシュア・キー元米陸軍上等兵⁽¹⁾。

はじめに

現代の戦争では、国外勢力を野蛮とみなす一方、国内勢力が市民性を有しているという考え方や、正当な武器保持者としての戦闘員とそれ以外の非戦闘員、軍人や警官と犯罪者、といった様々な区別は崩壊しつつある⁽²⁾。2001年9月11日のテロ攻撃に対して、米国政府は「対テロ戦争」を宣言した。この戦争に派遣された兵士にとって、「敵」は制服を着て戦っている正規軍ではない。「テロリスト」と民間人との違いは明確ではなく、「付随的被害」によって多数の子どもを含む民間人が犠牲になっている。テロとの戦争では、民間人の居住する地域で戦闘となることも多く、民家を急襲することも珍し

(1) キーは、2003年4月から12月までイラクの前線に派遣された。一時帰国中に脱走し、妻と子ども2人と共に一年以上米国内を転々としたのち、26歳の時カナダに逃れた。ジョシュア・キー『イラク 米軍脱走兵、真実の告発』井手真也訳、合同出版、2008年、245-246頁。

(2) メアリー・カルドー『新戦争論』山本武彦、渡辺正樹訳、岩波書店、2003年、7-8頁

くない。米軍が頻繁に採用するようになった「テロリスト」の暗殺作戦は、国際法に違反する疑いが強い。そもそも誰を「テロリスト」とするのか、その根拠は何か、果たして「テロリスト」は軍隊によって攻撃すべき対象なのか、明確な答えのない問題が山積している。対テロ戦争においては、武力行使の正当性に疑問が生じることは避けがたい。

本稿では、市民的不服従の観点から対テロ戦争における兵士による命令拒否および脱走を取り上げる。対テロ戦争の実態に直面し、その正当性に疑問を抱いた彼らは、ナショナルな存在だった兵士からグローバルな視点をもつ市民へと変化を遂げている。

1) 軍人・兵士による軍務拒否

イラク戦争に反対する兵士の多くが、アメリカのイラク侵攻が違法であり法的正当性を欠いていることに言及している⁽³⁾。歴史的に見ると、軍務を拒否する人々が根拠としてきたのは、個人の信仰、平和主義の信条、人道主義、特定の戦争を不正とする正戦論的な信条などであった。テロとの戦い以降顕著になっているのが、国際法に則して法的な正当性がないことを根拠とするものである。

軍隊での役務を拒否する人々の歴史は古代ローマ時代にまでさかのぼることができる。当初は特定の宗教上の信仰に基づくものであった。19世紀終わりから特に20世紀には、信仰によらない理由によって兵役を拒否する若者が増加した。特定の宗派に属する人が行うのではなく、個人が自らの良心・信条に従って兵役拒否をなすようになった。また、個人の内面の自由、信仰の自由の問題としてよりも、戦争、武器、武器の使用方法などの正当性を問うものへと変化してきた⁽⁴⁾。徴兵制のもとでは、兵役拒否者は刑法や軍法によっ

(3) Shaun Randol, *The Conscientious Objectors in Iraq: Placing them in an Historical Context*, *Nebula*, 6.1, March 2009, p. 52-53.

(4) 兵役拒否の歴史的展開および類型については、市川ひろみ『兵役拒否の思想—市民的不服従の理念と展開』明石書店、2007年、79-103頁。

て処罰され、多くの若者が自らの国家によって投獄・処刑された。

第一次大戦期、特に第二次大戦後以降は、個人の良心に反する場合には軍務に就くことを強制されない権利が、個人の自由権（信仰・良心）として広く受け入れられるようになった。西側諸国では、兵役拒否を合法化し非軍事の役務を認める制度が一般化した。このような制度は、軍の構造変化にそうものだった。国家はこれらの若者を軍には必要としなくなっていたのみならず、潜在的な「反乱分子」や「弱虫」を兵舎の外に置いておく方が都合がよかった。自由権を保障する兵役拒否制度は、「車輪の中の砂つぶ」となりうる人を遠ざけておくフィルターの役割を果たした。兵役拒否者を訴追することは、社会との軋轢を生み、そのコストは大きい⁽⁵⁾。この制度は、反乱者や殉教者の発生を防ぐことになり、秩序の安定に寄与するものだった。

冷戦の終結に伴い、大規模な兵員は必要なくなり、多くの国々で徴兵制が廃止された。志願制軍隊の下での兵士による命令拒否は、市民的不服従としての側面を強くもつようになった。軍人・兵士であっても自らの信条が、全ての戦争を悪とする平和主義的な信念を抱くようになったと証明できる場合には、「良心的兵役拒否」として非軍事役務への配置転換や、除隊することができる制度をそなえる軍隊もある。このような制度は、その軍人・兵士の良心・信条を尊重するという自由権を保障するものであって、個々の戦争や命令を拒否することは認められていない。そのため、特定の命令への不服従は違法行為となり罰せられる。

注目すべきことに、個々の兵士に命令への批判的服従を義務づけている軍隊がある。ドイツ連邦軍では、無批判に命令に従った兵士によって大規模な残虐行為が行われたナチスドイツ期の反省から、兵士に「制服を着た市民」

(5) Ulrich Broeckling, *Sand in the wheels? Conscientious objection at the turn of the twenty-first century*, in: Ozgur Heval Cinar and Coskun Usterici, *Conscientious Objection: Resisting Militarized Society*, 2009, Zed Books, p. 57.

であることを求めている⁽⁶⁾。兵士は、自分に下された命令について、それを遂行した結果までを考慮し、違法性はないか、人道に反するものではないかを確認しなければならないとされている。しかしながら、このような制度を有する連邦軍であっても、実際に、命令に疑問を呈することは、業務を妨害する行いであるとして罰金などの処罰の対象となり得る⁽⁷⁾。

2) 「凡庸な悪」に抗する市民的不服従

市民的不服従とは、自らの行為の正当性を確信し、非合法行為であることを自覚しつつ法律・命令に背く行為である⁽⁸⁾。国家の法律・命令によって何かをなすことを求められたとき、それが自己の良心と背反する場合、個人はどのように行為すべきか、という問題として、ギリシャ・ローマおよびユダヤ教やキリスト教の伝統の中で繰り返し議論されてきた⁽⁹⁾。キケロは、「善き市民」ではなく永遠かつ普遍的な正義に従って生きる「善き人間」の方に重きを置いている。彼によれば、人間は必ずしも正義との接点が曖昧な国家の法律に従う義務をもたない⁽¹⁰⁾。

カントは、法適合性と善／正義という二つの概念を峻別し、法に従うことと善き行いとの間に明確な線引きを行った。カントは法に適合した行為を行

(6) 市川ひろみ「抗命する義務—批判的服従を实践したドイツ連邦軍少佐」『わだつみのこえ—日本戦没学生記念会機関誌—』131号、2009年、5-12頁。Lothar Liebsch, *Frieden ist der Ernstfall: Die Soldaten des "DARMSTAEDTER SIGNALS" im Widerspruch zwischen Bundeswehr und Friedensbewegung*, Jenior Verlag, Kassel, 2003他。

(7) Jürgen Rose, *Massenflucht ans dem soldatischen Gehorsam?* in *Freitag*, 13. April 2007, Florian D. Pfaff, *Totschlag im Amt: Wie der friede vernaten wurde*, HWK Verlag, 2008.

(8) 市民的不服従については、H.D.ソロー『市民の反抗』飯田実訳、岩波書店、1997年、L.マクファーレン『政治的不服従論—抵抗権の諸問題』斉藤寿、西修、岩下栄一訳 早稲田大学出版部1977年、寺島俊穂『市民的不服従』風行社、2004年、平野仁彦『市民的不服従』研究序説(1)~(3)『法学論叢』1982年6月111巻3号、1982年11月112巻2号、1983年1月112巻4号、J・ハーバマス「核時代の市民的不服従」三島憲一訳『世界』(464)、1984.7.126-135頁他。

(9) ランドル、前掲書、40頁。

(10) 押村高『国際正義の論理』講談社、2008年、32頁。

うこととそれが善／正義とは適合しないという状態に悩まないことを悪として理解していた。「適法性に向かおうとする人間の意志そのもののうちに、悪の根源が隠されている」と考えたのである。すなわち、既存の法的な枠組みを満たすことによって、そこで行った決断・行為を正当化し、そこに倫理的な観点から問題視されるべき矛盾やジレンマを忘れ去ってしまうところに悪の存在を見たのだ⁽¹⁾。それは、アーレントが「平庸な悪」として指摘したアイヒマンに代表される思考の欠如に通底する⁽²⁾。この思考の欠如を否定し、自らの判断に基づいて行動するのが、市民的不服従である。

ヘンリー・デイヴィット・ソローHenry David Thoreau (1817年－1862年)によれば、市民的不服従は、現行の「不正」に抗議し、それを告発、是正しようとする行為である点において、「正義」実現への一つの試みであり、一種の顕著な政治参加行為である⁽³⁾。ジョン・ロールズJohn Rawls (1921年－2002年)は、市民的不服従を、「通常、法や政府の政策を変えさせることをねらってなされる行為であって、法に反する、公共的、非暴力的、良心的、かつ政治的な行為」と定義している⁽⁴⁾。その際に、自然権・憲法・国際法という、実定法や政府の命令を超える原理に、その正当性の根拠が求められる。これらの上位の規範に則って、特定の法や政策の違憲性・不正を明らかにする。しかし、そのような市民的不服従の行いは、実定法上の違法行為とならざるを得ない⁽⁵⁾。ロールズは、個々の法律が憲法に合致しているかの判断は、一般市民に留保されており、「訴えの最終審は、裁判所でも、行政部でも、また立法部でもなく、選挙民全体なのである」としている。正義になかった

(1) 清水耕介「現代におけるグローバルな善・悪の概念について—カント・アーレント・デリダの正義」『平和研究』第36号、2011年、50－51頁。

(2) ハンナ・アーレント『イェルサレムのアイヒマン—悪の陳腐さについての報告』大久保和郎訳、みすず書房、1994年。

(3) ソロー、前掲書、26－27頁。

(4) ジョン・ロールズ『正義論』矢島鈞次監訳、紀伊国屋書店1979年、282頁。

(5) David Spitz, Democracy and the Problem of Civil Disobedience, *American Political Science Review*, Jun. 1954, 393p.

政治構造は一般市民の正義感覚によって不断にチェックされねばならないと考えるからである。彼は、市民的不服従を立憲体制を安定化させる一つの方策として位置づけている⁽¹⁶⁾。

ギリシャ悲劇『アンティゴネー』が提起するように、人の尊厳と法の要請との不一致は、法の正当性・正義についての疑問を生起する。すなわち、市民的不服従は、法と個人の良心との緊張ではなく、法と政治、規範的構造と政治的な公的空間の緊張によって定義づけられる⁽¹⁷⁾。人の尊厳に反する法には、正当性はなく、正義でもないという市民的不服従の主張は、たとえ個人の特定の関心事によって始められたとしても、原則的に全ての人に関わるものである。

3) 軍人・兵士による市民的不服従

軍隊は、厳格な命令服従関係によって秩序づけられている。命令には考えずに直ちに従うことが求められ、新兵訓練では、一個の人格をもった存在として人間性を徹底的に否定される⁽¹⁸⁾。上官に対して質問することはおろか、話しかけることすら反抗的とみなされ、厳しい処罰の対象となる。たとえ、それが正当な指摘であったとしても、問題提起をした兵士は、減給などのペナルティが科せられることを覚悟しなければならない。命令への不服従は到底許容されない。

個々の兵士が進んで命令に服従することは、不服従の結果に対する恐れからかもしれないが、集団的な忠誠心は、政府の権威および正統性への承認に依拠している⁽¹⁹⁾。政策の正当性が揺らぐ時、軍は兵士を命令に従わせること

(16) ロールズ、前掲書、296-302頁。

(17) Nilguen Toker Kilinc, The morals and politics of conscientious objection, civil disobedience and anti-militarism, Cinar and Usterici, op. cit., p. 63-67.

(18) ダグラス・ラミス『憲法と戦争』晶文社、2000年、40頁、アレン・ネルソン『ネルソンさん あなたは人を殺しましたか』講談社、2003年他参照。

(19) ランドル、前掲書、122頁。

が困難になる。ベトナム反戦運動が盛んだった1970～71年では、徴集された4人に1人が何らかの抵抗活動・不服従に関わっていた。兵士によるサボタージュ、反戦ビラの配布、反戦カフェの開設に留まらない。戦闘中に故意的を外して銃撃したり、発砲しなかったり、敵と遭遇しないようにしたり、最も極端な場合には上官を殺害することも稀ではなかった⁽²⁰⁾。

権力行使を担っている警察、軍隊、官僚機構による非協力、不服従の及ぼす影響は直接的である。1979年イランでは、軍の司令官が兵舎に戻るように部隊に命令し、民衆制圧の次の段階に加わるのを拒否したとき、シャーは国外逃亡を余儀なくされた。マルコスがフィリピンから逃れたのは、軍部がマニラの通りで数万人のデモ参加者に発砲するのを拒否したときである⁽²¹⁾。2011年「アラブの春」においても、民主化を求めるデモ隊の鎮圧、発砲の命令に従わなかった兵士・警官がいたことが報道されている。

東ドイツでは、全くの少数者だった兵役拒否者らが政策の正当性を問う運動を1960年代から続け、1989年の民主化・体制変換につながる市民運動の底流となった⁽²²⁾。スペインでは、40年近くに及ぶフランコ政権の後の民主化、非軍事化の過程において、兵役拒否運動が大きな影響力をもった⁽²³⁾。

エレン・ワタダEhlen Watada米軍中尉は、イラク戦争への派遣を公けに拒否した唯一の将校である⁽²⁴⁾。彼は、大学卒業後の2003年、陸軍に入隊した。2005年にイラクへ派遣されることを知らされ、将校として部下に対する責任

(20) David Cortright, *Soldiers in Revolt: GI Resistance During the Vietnam War*, Haymarket Books, 2005, pp. 270. 兵士による抵抗運動については、David Cortright and Max Watts, *Left Face: Soldier Unions and Resistance Movements in Modern Armies*, Greenwood Press, 1991.

(21) ランドル、前掲書、126-127頁。

(22) 市川、前掲書、105-169頁。

(23) Cinar and Usterici, op. cit., p. 8

(24) ワタダ中尉支援のホームページ <http://www.whittierpeace.org/watada.htm> (2011年9月20日)、「陸軍中尉イラク派遣信念で拒否」『中国新聞』2007年1月14日。ワタダを含む、イラク戦争への反対を公言した米軍兵士・脱走兵の証言は、アン・ライト、スーザン・ディクソン『異議あり！良心の声—戦争に黙ってはいけない』コードピンク大阪、2009年。

をまっとうできるようにイラク戦争について調べた。そして、イラク戦争が国際法²⁵⁾のみならず米国憲法にも違反する不道徳な戦争であると確信するようになり、このような戦争への参加は自分の良心が許さないとして、2006年1月辞職を願い出た。しかし、軍はこれを受理しなかったため、彼は、イラク戦争が国内法的にも人道的にも過ちであり、そのような不正を行うことを、自らの「名誉と誠実を重んじる将校として」拒否するとの声明を6月7日に発表した。それは、彼にとっては、将校への就任宣言「米国の法と人々を守る」を履行することだった²⁶⁾。

ワタダ中尉は、アフガニスタンへの派遣命令であれば、拒否はしなかったと語っている。戦場に派遣されることへの準備はできているが、「不法な戦争に行くより、刑務所に行くことを選ぶ」²⁷⁾と発言しており、8月に行ったスピーチではマーティン・ルーサー・キングの言葉を引用するなど、自らの行いを市民的不服従の理念によって説明している。彼に対しては、強い批判もある一方で、市民的不服従行為として評価もされている。2007年2月の軍

25) 国際法上合法とされる武力行使は、自衛および国連決議に基づく場合のみである。イラクへの侵攻は、国連決議なしに行われた。当初、サダム・フセインが使用するおそれのある大量破壊兵器の存在が、「自衛」の論理として開戦の理由にあげられていたが、国際法で認められる自衛には、先制攻撃は含まれない。また、大量破壊兵器そのものも見つからなかった。

26) 現在の米軍は志願制であり、全ての軍人は、自らの意思によって軍と契約をかわして入隊している。米軍は、兵員を対象とする良心的兵役拒否conscientious objectionを制度化している。武力行使一般についての個人の信条・信仰が審査によって認められれば、良心的兵役拒否者として、非戦闘任務への配属、あるいは除隊が承認される。しかしながら、特定の戦争や作戦を理由とする任務拒否は許されない。声明文を本人が読み上げているビデオおよび記者会見の様子はインターネット上に公開されている。http://www.thankyoult.org/component/option,com_weblinks/catid,7/Itemid,38/ (2007年3月3日)

27) Jeremy Brecher & Brendan Smith, Will the Watada Mistrial Spark an End to the War?, *The Nation*, February 9, 2007, <http://www.thenation.com/doc/20070226/brechersmith> (2011年9月27日)

法会議の期間には全米や外国から1千人を超える支援者が集まった²⁸⁾。

市民的不服従の行為は、責任ある一員として政治に参加する行為であり、その行為者自身のエンパワーメントにもつながる可能性がある²⁹⁾。イラクでの戦場を経験した海兵隊員らによって2004年、反戦イラク帰還兵の会 (Iraq Veterans against the War: IVAW) が設立された。彼らへの支持は広がり、2009年には国内のみならずカナダやイラクを含む米軍基地のある各地に62の支部を有している³⁰⁾。あるIVAWの会員は、海兵隊におけるすべての軍務より、IVAWでの仕事に誇りを感じると語っている。会員として活動することは、彼ら自身にとって「癒しと、自分自身がすでに失ったと思っていた自身の再生を意味するとともに、他の人たちを苦しめた自分の役回りを償うことや、相互に支援し合い、母国のために立ち上がりつづけることも意味している³¹⁾」という。

4) グローバルな市民としての兵士

20世紀の戦争は、ナショナリズムを強めた一方で、グローバルな意識も創出した。カルドーは、グローバルという言葉を、「世界的規模での人間社会の共通意識の発展」と理解することを提案している。グローバル政治では、個人が参加する可能性がますます高まる。1960年代の新しい社会運動は、精

²⁸⁾ Jeff Paterson, Lt. Watada Mistrial Clear Victory, <http://www.lewrockwell.com/orig8/paterson1.html> (2011年9月27日)、オバマ政権発足後の2009年5月になって、司法省の要請によって連邦判事は、二度目の軍法会議が憲法違反であるとした連邦裁判所の判決に対する上訴を断念した。ワタダは2009年10月2日に除隊した。

²⁹⁾ イラクの前線での任務に7ヶ月間従事し、休暇で帰国した際にカナダに逃れた米軍脱走兵ダレル・アンダーソン Darrell Andersonは、反戦活動に積極的に参加する中で自信をつけ、めざましい成長を遂げたひとり。市川、前掲書、32-34頁。

³⁰⁾ 反戦イラク帰還兵の会のホームページは、<http://ivaw.org> (2011年10月20日)。

³¹⁾ ケリー・ドーアティ、イラク帰還兵で反戦イラク帰還兵の会創設者の一人。『冬の兵士』前掲書、8頁。市川ひろみ「イラク帰還兵たちの反戦」『週刊金曜日』614号、2006年、26-27頁他。

神の自律性や個人の責任に関心を向けた³²⁾。個人に注目することは、人権、政治参加、そして批判的な考察に結びついていた。

近年、国民に還元されない市民のあり方が問われるようになり、シティズンシップについての関心が高まっている。近代において、シティズンシップは、国民／国家構成員と同等の意味で用いられてきた。しかし、市民が都市や国家に包摂されていた時代は終わりつつあり、国境をこえて市民社会が形成されている事実を重視すれば、シティズンシップは、社会や世界との関連で定義すべき言葉になっている。政治に参加すること自体に価値を置くアーレントの思想からシティズンシップを理解すると、公的自由、公的幸福を重視する活動的市民性という意味になる³³⁾。

寺島俊穂は、現代における、国民に還元されない市民の規範的な資質として、1) 他者感覚、2) 開かれた態度、3) 正義感覚、4) 対等な関係性、5) 非暴力の態度と規範の5つを挙げている。1) 他者感覚とは、他者の立場に立って考えてみる能力を身につけていくということ。2) 開かれた態度は、基本的には他者の批判に対して開かれていることを意味する。見知らぬ者を受け入れる、分け隔てのなさでもある。3) 正義感覚は、正しいと思うことをなそうとする意志であり、信念である。自分が正しいと確信したことは、たとえ周りの人々がみな反対でも主張するということであり、逆に、間違っていると判断したことは、たとえ一人でも「否」と言うことである。独断に陥ってはならないので、他者の批判にはつねに開かれていなければならない。4) 対等な関係性は、人と人との関係が命令＝服従の関係ではなく、平等な立場にあるということである。誰もが、自らを命令する立場に置かれたいということであり、意見交換の上で同意に基づいて活動することが求められている。5) 非暴力とは、身体的にも精神的にも他人を意図的に傷つけないこ

³²⁾ メアリー・カルドー『グローバル市民社会論—戦争へのひとつの回答』山本武彦・宮脇昇・木村真紀・大西崇介訳、法政大学出版局、2007年、160-162頁。

³³⁾ 寺島俊穂「市民活動とシティズンシップ」『関西大学法学論集』58(6)、2009年、1020頁。

とを意味する⁶⁴。

このグローバルなシティズンシップの資質は、市民的不服従としての命令拒否者の行いと合致する。本稿冒頭に紹介したジョシュア・キーJoshua Keyは、イラクに派遣される前は、イラク人は全員テロリストだと信じており、子どもであっても信用しないという偏狭な考えの持ち主だった。彼にとっては、フセインを一方向的に排除することは疑いようのない正義だった。彼は、軍隊での命令服従関係の中で、それに適応することに喜びを感じていたので、新兵訓練所でのでの悪い仲間や「生意気な」兵士へのリンチにも進んで加わっていた。日常的な暴力の中で育ち、8歳ですでに銃を発砲していた彼は、それを当たり前のもので受け入れていた。その彼が、生活のために入隊し、イラクでの経験から脱走を決意した。

彼は、イラクの家宅捜索で耐えがたい経験をした。深夜、民家の寝室に押し入って子どもたちを一カ所に引っ立てなければならなかったことだ。「もし、ぼくの息子たちの寝室に外国の兵士が乱入してベッドからはぎ取るようにしたら、息子たちはどう感じるだろうと考えずにはいられなかった⁶⁵」と、他者の立場にたって考えるようになった（1）。彼はまた、現地の人々と言葉を交わすようになり、彼らは「テロリスト」ではなく、自分と同じく普通の生活を望んでいる人間だと気づいた（2、4）。そして、自分が正しいと確信したこと—犯罪者となっても、これ以上無実のイラク人を傷つけない—を実行した（3、5）。「ぼくはアメリカ軍から脱走したことについて、絶対に謝罪しようとは思わない。ぼくは不正義から脱走したのであり、それは進むべき正しい道だった。謝罪すべきことがあるとすれば、ただひとつ、それはイラクの人びとに対する謝罪しかない⁶⁶」という言葉から、国家の命令に服従するだけの存在から、グローバルな自覚を深めた様子が読み取れる。

⁶⁴ 寺島、前掲論文、1025-1026頁。

⁶⁵ キー、前掲書、90頁。

⁶⁶ キー、前掲書、248-249頁。

軍務から逃げる代償は小さくない。彼は、故郷に帰ることはできず、母親や弟とも離ればなれになった。キーの行動を裏切りだと思っているほとんどの親戚とは、絶縁状態になった。外国であるカナダでの不安定な生活を強いられている。

5) 戦争犯罪の責任を負う兵士

参政権をもつ以上は、政府のなした決定には従わねばならないという議論は、逆に言えば、政治過程から排除されているときには、服従の義務はないということになる³⁷⁾。米軍では、アメリカ国籍の取得を目的として入隊している移民も多く、参政権をもたない場合も少なくない。ところが、兵士は、戦場での行動について国際法上の責任が問われる。その戦争についての政策決定には兵士はかかわっていないが、執行の場面で関わることになる。彼らは、命令に従わないことによって政治参加するという側面がある。

国家間の戦争では、兵士は人格ある一人の人間としてではなく、命令を遂行することが求められるだけの存在だった。敵味方の兵士は、お互いに相手個人に殺す理由があるわけではない。「偶然」に敵となった国民同士が戦場で戦ったのだった。敵の兵士は一人の人格としてはみなされず、個人の行為の責任を認定することなく攻撃・殺害される。同時に戦争は国家対国家の関係であり、戦争の主体は国家であって、それに参加している個人は、人格としての責任を負わず、戦争への参加を理由として処罰されることはなかった³⁸⁾。

第一次大戦後に締結された国際人道法は、民間人の殺害や残虐行為を禁止していたが、国家主権に守られて戦争犯罪行為は処罰されることはなかった。大規模な戦争犯罪が行われた第2次大戦を経て、ようやくニュルンベルク裁判・東京裁判によって、兵士も個人として責任の一端を担うのだとされるよ

³⁷⁾ 寺島、前掲書、32頁。

³⁸⁾ 西平等「『敵』と『犯罪者』—近代法的人道性の基礎についての考察」『平和研究』第36号、2011年、29頁。

うになった。

戦争人道法は、兵士が無辜の民間人を殺すことよりも、個人的なリスクを負うことを要求する。敵に直面した時にさえ、自己保存は戦争人道法を侵害する抗弁にはなり得ない。兵士は、自らが生き残る可能性を高めるために、無辜の民間人を犠牲にすることは許されない。たとえそれが強制されたものだったとしても、彼らが従事している行為から直接にその義務が生じるのだとされる³⁹⁾。兵士は、戦争について意思決定をする立場になく、下された命令をひるがえす権限ももたないが、武力行使を遂行する主体として、その責任を追及される。

国際法は、兵士に違法な・人道に反する命令には従わない権利と義務を与えている⁴⁰⁾。国連難民ハンドブックには、国際社会によって広く非難されている戦争への従軍を拒否した兵士は、難民として認定されるべきであると明確に謳われている⁴¹⁾。敷衍すれば、良心に反する行為を強制されないという個人の自由権の保障としてだけではなく、兵士には、不正行為を防ぐ責務があると考えられている。

旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）初期の判例では、戦争犯罪の場合は、一般犯罪よりも、より一層、国際法の規範性を重視すべきであると考えられている。戦争犯罪に加担するような命令には、身の安全が脅かされようとも従わないことが求められている。一兵卒であっても、軍人である以

39) マイケル・ウォルツァー『正しい戦争と不正な戦争』萩原能久監訳、風行社、2008年、551-553頁。

40) 国連少数者差別防止・保護Unite Nations Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minoritiesによる、1987/77決議は、軍務についている人についても、その役務期間中に兵役拒否の決心をすることは、思想・良心・信仰の自由の権利の正当な行使であると名言している。市川、前掲書、97頁他。

41) *Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and 1967 Protocol relating to the Status Refugees*, HCR/IP/4/Eng/REV.1 Reedited, Geneva, January 1992, UNHCR 1979, 28p.
<http://www.unhcr.org/3d58e13b4.html> (2011年11月1日) チェチェンでの任務を拒否したロシア兵が、英国で難民として承認された例がある。

上一般人とは異なり、死ぬことを覚悟しているはずであって、殺害される現実の可能性に直面していたという事実を過大視してはならない。ましてや、高い階級の軍人であれば、死ぬ覚悟は一兵卒よりもっとできているはずだから、免責の抗弁は成り立たない。ジェノサイドの罪が問題となる場合には、脅迫ないし強制による犯行として免責されることはなく、刑の軽減の情状として考慮されるにすぎない⁽⁴²⁾。

ボスニア出身でセルビア人と結婚していたクロアチア人、ドラジェン・エルデモヴィッチ Dražen Erdemović は、ボスニアで「スレブレニツァ虐殺」が起こった時、セルビア共和国軍の兵士だった。1995年、彼はムスリム人を銃殺するよう命じられた。彼は、他の兵士とともに、スレブレニツァから連行されてきた17歳から60歳までのモスリム人男子をブラニェボ農場で一列に並ばせ、背後から5時間にわたって銃撃し、1200人ほどを殺害した。エルデモヴィッチ自身は70人から100人を殺害した。彼は、殺害を命じられた際、「自分は（銃殺に）参加したくない。上官、あなたは正常ですか」と抗議の声をあげたが、上官に「嫌なら、お前も銃をこちらに渡して、向こうに並べ」と言われた。当時は、命令に従わない部下を上官が即決処刑してよいという状況で、エルデモヴィッチは森に逃げることも考えたが、逃げきれず殺される可能性もあり、仮に逃げおおせても、妻子の身に何が起こるか分からず、また、他の兵士が命令に従うことは間違いないので、仕方なく命令に従った。

エルデモヴィッチは、「自らの意思に反して殺害に加わったので自分の良心に従って証言したい」と、1996年にICTYに出頭した。「自分は単に強制された。自らの命と彼らの命とどちらをとるか選択できる立場にはいた。しかし、自らの命を捨てたところで犠牲者の運命は同じだった。彼らの運命は自分よりもっと上の次元の人々の決断によって決まっていた。あの事件は私

(42) 多谷千香子『戦争犯罪と法』岩波書店、2006年、139-140頁。

の人生を完全に破壊した」と証言した⁽⁴³⁾。彼には98年に禁固5年の刑が言い渡された。

一人の兵士が市民的不服従をなすことは、大変に困難である。とりわけ戦場では、命令に疑問を呈するだけで命がけの行為となる。家族の身の安全さえ危うくしかねない状況に追い込まれたエルデモヴィッチは、不正であると認識しながらも命令に服従した。兵士にこのような過酷な選択を迫る命令を下す側の責任は重い。アメリカは国際刑事裁判所条約には加盟しておらず、米国軍兵士が国際法廷において裁きを受けることはない。

おわりに

米軍では、反戦の世論・反戦運動をおそれ、戦闘での死傷者を減らすため、無人戦闘機、ロボット兵器の導入を進めている。このような「戦場」では、無人機やロボットを遠隔操作する兵士にとって、殺害する相手はモニター画面の中にしか存在しない⁽⁴⁴⁾。キーのように、イラク人は人間であるという現実を知る機会もなく、良心の呵責を感じにくい。このような「無人化」「ロボット化」は「車輪の中の砂つぶ」を減らすことになるかも知れない。

戦争犯罪行為を目撃した一人の兵士がそれを止めさせようとした時、その行為を行っているのが自分より上の階級の兵士であれば、無力だ。自分の直属の上官に相談することは可能だが、そのような行いは職務を逸脱するもの

(43) ブラニェボ農場での虐殺の後、ピリツァ文化センターでの殺害については、彼はこれを拒否し、免除されている。長有紀枝『スレブレニツァーあるジェノサイドをめぐる考察』東信堂、2009年、165-166頁。

(44) 現在、米軍が保有する無人機は7000機以上あり、空軍は約160機をアフガニスタンとイラクに配備し、衛星通信を使って1万キロ以上離れた米国本土の基地から遠隔操作している。兵士は自宅で家族と共に朝を迎え、基地に出勤。モニター画面に映る「戦場」で戦い、再び家族の待つ家に帰る。イラク戦争当時、米本土から無人機を操縦していた米空軍のジェフリー・エガース大佐は、「午前中はアフガン。1時間休憩して、午後はイラクで無人機を飛ばしていた」と言う。『毎日新聞』2011年3月8日。

だとして減給などの処罰を受ける危険を伴う。「一番簡単なのは、口を閉じ、やっかいなことに手を出さないこと⁽⁴⁵⁾」になり、違法な行為、不正が見逃され、助長されてしまう。厳格な命令服従関係を要求する組織の宿痾であろう。グローバルな市民意識をもった兵士による市民的不服従が、ことさらに重要な所以である。

市民的不服従は、国家の上位に別の主権を想定するという点で、国家主権体系を内破する可能性を有しており、国民であることを超える内在的契機が存在する⁽⁴⁶⁾。

脱走兵は、自由意志で交わした契約を破棄する「卑怯者」、自らに課せられた任務を放棄する「無責任な者」、戦うことが恐ろしくて逃げ出した「臆病者」、さらには「裏切り者」であるとみなされがちである。これに対して、米軍の制度に則って良心的兵役拒否の申請を行う兵士は、ずっと好意的に受け止められる。自らは軍隊の外にあって生命の危険にさらされることのない人々が、制度の保障がないため大きなリスクを負って「不正から脱走」した兵士に対して、ルール違反だと非難する。これは、既存の法に沿うことで、その決断・行為を正当化し、それ以上は考えることをしない「凡庸な悪」を支える精神構造を示している。

上からの命令に従って行動するのは、軍隊内だけでなく、現代社会における大きな組織に内在するメカニズムである。兵士による市民的不服従は、社会生活の他のあらゆる分野において、不正な命令にはたとえ「合法」であっても従わないという概念の拡張に寄与する⁽⁴⁷⁾。ハワード・ジンは、現代社会における市民の政治参加の重要な形態としての非協力を「スパナを投げ込む」と表現している。だれかが、「スパナ」を放り込んで機械を止めることがで

(45) キー、前掲書、96-98頁。

(46) 土佐弘之『アナーキカル・ガヴァナンス—批判的国際関係論の新展開』御茶の水書房、2006年、29-30頁。

(47) Andreas Speck, Rudi Friedrich, Experiences of conscientious objection movements: South Africa, Greece and Paraguay, Cinar and Usterici, op. cit., p. 122.

きると考えるからである。事態の進行に介入する力は不均衡に配分されており、持ち合わせる手段によって、何を犠牲にしなくてはならないかも変わってくる。強力なスパナとなる権限を手をしている人間は少数であり、残りの者には、自分の手足しかない⁽⁴⁸⁾。

兵士は、武力行使の権限を与えられており、権力行使の一端を担う役割を負っている。その彼らは、比較的強力な「スパナ」を手にはしていると言えよう。命令拒否は、「スパナを投げ込む」行為であり、権力者からすると「車輪に入った砂つぶ」となる。「凡庸な悪」の一端を担うことを拒む行為である。

(48) ハワード・ジン『爆撃』岸本和世・荒井雅子訳、岩波書店、2010年、63頁。